

保保発0330第4号
年管管発0330第3号
令和5年3月30日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」
の一部改正について

被保険者等からの暴力等を受けた者に係る被扶養者認定の取扱い等については、「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和3年3月29日付け保保発0329第2号／年管管発0329第3号。厚生労働省保険局保険課長／厚生労働省年金局事業管理課長通知。令和3年5月6日一部改正。以下「令和3年通知」という。）を発出したところであるが、今般、内閣府男女共同参画局において、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」（令和4年12月26日DV対策抜本強化局長級会議決定）が取りまとめられたことを踏まえ、令和3年通知を別紙のとおり改めるため、その取扱いに遺憾のないよう取り計らい願いたい。

なお、当該取扱いに関しては、当省子ども家庭局家庭福祉課長から都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市民生主管部（局）長を通じ、児童相談所及び婦人相談所等に対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室から都道府県障害保健福祉主管部（局）長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局国民健康保険課長より都道府県民生主管部（局）長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

保保発0329第2号
年管管発0329第3号
令和3年3月29日

(最終改正：令和5年3月30日付け保保発0330第4号、年管管発0330第3号)

※改正部分は赤字

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱いについて

今般、被保険者等からの暴力等を受けた者（以下「被害者」という。）に係る被扶養者認定の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日付け保保発第0205003号（一部改正平成26年9月29日保保発0929第1号、年管管発0929第1号）。以下「平成20年通知」という。）の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険及び船員保険に係る被扶養者の取扱いについて、下記のとおりとし、令和3年4月1日より施行することとしたので遺漏のないよう取り計らい願いたい。

なお、下記の取扱いに関しては、当省子ども家庭局家庭福祉課長から都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市民生主管部（局）長を通じ、児童相談所及び婦人相談所等に対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室から都道府県障害保健福祉主管部（局）長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局国民健康保険課長より都道府県民生主管部（局）長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

また、これに伴い、平成20年通知は廃止する。

記

健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出に基づいて行われているところであるが、被扶養者認定を受けている被害者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。このため、被保険者から当該届出がなされなくとも、当該被害者から、被保険者と当該被害者が生計維持関係にないことを申し立てた申出書とともに、児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関から発行された被保険者等からの暴力等を理由として保護（来所相談を含む。以下同じ。）した旨の証明書又は地方公共団体と連携して配偶者からの暴力を受けた者の支援を行っている民間支援団体（一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体）から発行された確認書（以下「証明書等」という。別添1参照）を添付して、当該被害者が被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、年金事務所において、以下に定める手続を行い当該被害者を被扶養者から外すことが可能である。なお、公的機関又は民間支援団体以外の民間の保護施設において保護されていることを公的機関又は民間支援団体が証明又は確認することも可能であるが、その場合は、保護施設名を記載することとする。また、証明書等において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れることが可能である。

なお、この証明書等は、被保険者等からの暴力等を理由として当該被害者を保護したことを証明するものであって、当該被害者に対し被保険者等からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意されたい。

また、裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令に係る書類についても、証明書等と同様の取扱いとする。

年金事務所が当該被害者を被扶養者から外す際の具体的な手続は、次のとおりである。

- (1) 年金事務所は、被扶養者認定を受けている被害者から上記の申出がなされた場合には、被保険者と当該被害者との間の生計維持関係について、別添2の申出書に記載された内容に基づき、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日付け保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険課長連名通知）の2及び3の内容を参照し、確認すること。
- (2) (1)を踏まえ、当該被保険者と当該被扶養者との間に生計維持関係がないと判断した場合は、提出期限を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を事業主を経由して提出する、又は生計維持関係がないという申出への反証を示す書類があ

る場合は当該被保険者から年金事務所へ直接提出するよう、連絡すること。

なお、年金事務所から当該被保険者に対する上記の連絡については、個人情報保護の観点から、事業主を経由することなく、当該被保険者に対して直接連絡すること（当該連絡の参考様式として、別添3を参照すること。）。また、提出までの期限については、文書発出から10日程度とすること。

提出期限内に当該届出又は反証を示す書類が提出されない場合には、当該被害者を被扶養者から外した上で、その旨事業主及び当該被保険者に対し通知すること（当該通知の参考様式については、別添4及び5を参照すること。）。

当該被害者からの申出内容及び当該被保険者から提出された反証を示す書類を確認した結果、引き続き当該被害者を被扶養者として認定する場合は、その旨を当該被害者に対し通知すること（当該通知の参考様式については、別添6を参照すること。）。

- (3) 当該被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に加入するためには、被扶養者から外れたことの証明が必要となることから、年金事務所は、被扶養者から外した旨を当該被害者に対し文書をもって通知すること（当該通知の参考様式については、別添7を参照すること。）。

その際、被害者が当該被保険者の配偶者である場合には、国民年金第3号被保険者に該当しなくなることから、その旨を被害者に説明するとともに、現在の住所地の市町村役場で国民年金第1号被保険者となる手続を行うよう併せて説明すること。

- (4) 上記の取扱いに当たっては、当該被害者の居所などが当該被保険者等に伝わることをしないよう厳重に管理すること。

なお、当該被保険者から当該被害者に係る被扶養者（異動）届が再び提出された場合には、当該被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について慎重に判断すること。